

財 政 公 表

市では毎年2回、財政状況を公表しています。今回お知らせするのは平成20年3月31日現在での、平成19年度予算の執行状況です。

平成18年度決算で発生した累積赤字額1億6,425万円については平成19年度で解消され、4,700万円程度の黒字となる見込みです。最終的な平成19年度決算については、改めてお知らせします。

はじめに

市の財政は、一般会計と特別会計、企業会計の3つに分かれています。

一般会計には、市の基本的な経費が計上されており、特別会計では、特定の事業を行うための収支が個別に処理されています。また企業会計は、地方公共団体が経営する事業の会計で、本市には市立病院の運営を行う病院事業会計があります。

地方公共団体では、4月から翌年3月末までの会計年度内にすべての収納や支払いを完了することができないため、翌年度の4月と5月を出納整理期間とし、この間に未収金や未払い金の整理を行います。歳入の市債など、事業が完了する年度末以降に執行される収支があるため、収入率や執行率が低くなっているものがあります。

今回お知らせする「財政公表」は決算額ではなく、平成20年3月末現在で平成19年度の予算額に対してどのくらい収入があり支出したかを示しています。

なお、病院事業会計には出納整理期間がないので、3月末での収支状況が決算となります。

各会計予算の執行状況

各会計予算の執行状況は表1から表3のとおりで、一般会計の収入では予算の92・1%に当たる42億8,346万円が収入済みで、対する支出は38億9,433万5千円と予算の83・8%が執行済みとなっています。

また、市営改良住宅など6つの特別会計は合計で、収入済額が7億9,820万1千円、支出済額が14億5,495万7千円となっています。

一般・特別会計ともに収入済額は、一

表1 一般会計の予算執行状況

【歳入】				【歳出】			
項目	予算現額	収入済額	収入率	項目	予算現額	支出済額	執行率
地方交付税	25億6,586万1千円	25億6,586万1千円	100.0%	民生費	13億4,059万1千円	12億4,374万1千円	92.8%
諸収入	4億7,713万9千円	3億3,502万2千円	70.2%	職員費	9億1,546万8千円	9億1,238万7千円	99.7%
負担金	4億3,669万6千円	4億2,984万3千円	98.4%	公債費	6億6,658万3千円	6億6,575万9千円	99.9%
国庫支出金	3億7,256万5千円	3億7,154万3千円	99.7%	衛生費	4億906万8千円	3億9,629万4千円	96.9%
市税	2億9,891万1千円	2億8,657万4千円	95.9%	土木費	4億582万9千円	3,522万5千円	8.7%
市債	1億6,930万円	100万円	0.6%	商工費	3億53万9千円	1億423万3千円	34.7%
道支金	1億2,829万4千円	1億990万1千円	85.7%	総務費	1億9,116万5千円	1億6,678万7千円	87.2%
その他	2億43万9千円	1億8,371万6千円	91.7%	前年度繰上充用金	1億6,425万1千円	1億6,425万円	100.0%
合計	46億4,920万5千円	42億8,346万円	92.1%	その他	2億5,571万1千円	2億565万9千円	80.4%
				合計	46億4,920万5千円	38億9,433万5千円	83.8%

表2 特別会計の予算執行状況

会計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
市営改良住宅	2億5,047万9千円	2億230万5千円	80.8%	2億4,788万3千円	99.0%
市営住宅	1億6,245万2千円	8,414万3千円	51.8%	1億6,080万4千円	99.0%
市営公共下水道	5億9,025万3千円	2億2,501万6千円	38.1%	5億8,803万4千円	99.6%
市営神威岳観光	2億21万9千円	373万円	1.9%	1億9,941万4千円	99.6%
国民健康保険	2億8,671万1千円	2億7,746万1千円	96.8%	2億5,327万6千円	88.3%
土地取得	560万円	554万6千円	99.0%	554万6千円	99.0%

■市の人口
 <平成20年3月31日現在>
 人口 4,907人
 男 2,237人
 女 2,670人
 世帯数 2,572世帯

時借入金、一時転入金及び繰越明許費にかかる収入を除いており、支出済額が収入済額を上回っている会計は、一時借入金及び一時転入金で賄われています。病院事業会計では収益的収入が支出を上回り、消費税を除いた純利益が584万1千円となりました。

市税の収入状況

収入予算の6・4%に当たる市税は、2億9,891万1千円の予算額に対し収入済額は2億8,657万4千円、95・9%の収入率となっています。なお、収入内訳は表4のグラフのとおりです。

市債の状況

市が、多額の資金を必要とする道路整備や施設建設など大規模事業を行う場合、国等から事業資金を借り入れます。これが市債で、市の借金になります。市債現在高の総額は表5のとおり、全会計あわせて108億743万6千円となっており、前年同期と比べると9億3,732万9千円減少しています。

基金の状況

市債（市の借金）に対し、市の貯金に相当するのが基金です。本市には表6のとおり、目的に応じた基金があります。現在高の合計は9,972万3千円、前年同期と比べ1,336万7千円減少しました。

表3 企業会計の決算状況

会計		収益的収支			資本的収支		
		予算現額	決算額	執行率	予算現額	決算額	執行率
病院事業	収入	5億3,191万1千円	5億3,637万6千円	100.8%	5,415万1千円	5,408万8千円	99.9%
	支出	5億4,766万1千円	5億2,856万9千円	96.5%	5,415万1千円	5,408万8千円	99.9%

表4 市税の収入状況

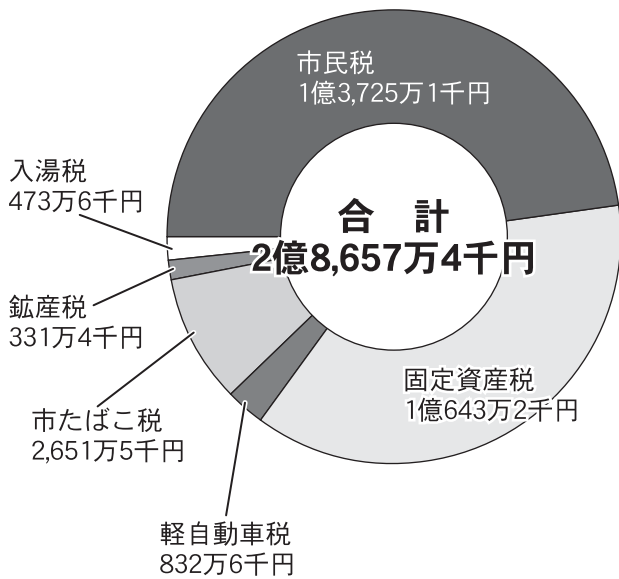


表5 市債の状況

会計	現在高
一般会計	39億5,759万6千円
市営改良住宅特別会計	11億5,268万7千円
市営住宅特別会計	14億4,148万7千円
市営公共下水道特別会計	33億1,007万7千円
市営神威岳観光特別会計	1億5,531万3千円
病院事業会計	7億9,027万6千円
総額	108億743万6千円
平成19年3月末との比較増減	▲9億3,732万9千円

表6 基金の状況

区分	現在高
財政調整基金	0円
減債基金	0円
市営改良住宅敷金基金	1,257万6千円
市営住宅敷金基金	1,161万6千円
北海道市町村備荒資金組合	7,553万1千円
総額	9,972万3千円
平成19年3月末との比較増減	▲1,336万7千円

■ 市民1人当たりへ換算してみると…

※ () は前年同期との比較

1人当たりの一般会計予算

947,464円 (558,461円の減)

1人当たりの市税負担

58,401円 (11,180円の増)

1人当たりの借金額

2,202,453円 (100,442円の減)

1人当たりの貯金額

20,323円 (1,852円の減)



問い合わせ 財政管財グループ ☎42~3212

こんな時は… 国民年金保険料の免除制度

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、老後の老齢基礎年金や、万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

保険料の免除制度は、病気や失業などの経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除する制度です。

〈市民生活グループ ☎ 423217〉

■免除の対象となる方

▼法定免除

- ① 障害基礎年金を受給している方
- ② 生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

▼申請免除

- ① 全額免除：前年の所得が（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円で計算した金額以下となる方
- ② 4分の3免除：前年の所得が78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等で計算した金額以下となる方
- ③ 半額免除：前年の所得が118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等で計算した金額以下となる方
- ④ 4分の1免除：前年の所得が158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等で計算した金額以下となる方

予（一部納付を除く）については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からは本人の申請手続きが不要になります。

■申請免除・猶予の手続き

砂川社会保険事務所または市役所市民生活グループ窓口で、次の書類を持参して申請手続きを行ってください。

▽国民年金手帳または基礎年金番号通知書

▽退職（失業）した方が申請を行うときは、退職したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票の写しなど）。

※原則として所得を証明する書類の添付は不要ですが、住所変更などにより所得が確認できない方については、前年所得を証明する書類（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）が必要となる場合があります。

■保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間中は、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格要件に算入されません。万が一のときのためにも、これ

らの制度を利用されることをお勧めします。

ただし、保険料の免除や納付猶予を受けた場合は、保険料を全額納付したときと比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、年金額の減額を防ぐために、免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができるようになっていきます。

なお、追納する際は、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は経過期間に応じた加算額が保険料に上乘せされます。

